平成17年度道路交通センサスによると、本件区間の交通量は、21,437台／日であり、混雑度が1.68、大型車混入率が23.3％となっている。

また、本件区間の一部区間については、近隣に福祉施設があるにもかかわらず、歩道と車道との区別のない混合交通であり、安全な通行が確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間は２車線から４車線に拡幅されるなど充分な交通容量が確保され、交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することとなる。

また、自転車歩行者道の整備により歩行者の安全な通行が確保され、本路線の主要幹線道路としての機能の向上が図られることとなる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

起業者が平成20年４月に任意で行った現地調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、起業者は順次発掘調査を行っており、今後も、大阪府教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第３種第２級の規格に基づき、主に現道拡幅方式により４車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和61年３月19日に決定され、平成４年５月８日及び平成18年２月21日に変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本路線は主要幹線道路であるにもかかわらず、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大阪府茨木市役所

○中国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
米子市淀江町今津字岸ノ前一四番一から同市陰田町六五八番六まで	前	ＢＡ　一〇・〇〇～九・七〇（メートル）　八一・五〇～一三二六・〇〇（メートル）　一四・一六五（キロメートル）		上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一〇・〇〇～九・七〇（メートル）　八一・五〇～一三二六・〇〇（メートル）　一四・一六五（キロメートル）		

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	米子市西福原字米川向新町道西一番三から同市西福原字米川向新町道西二七番三まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月一日

○中国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市治和町ロ三九七番一から同市治和町ロ二一九番一まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月一日

○中国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号